

WebアクセシビリティJIS

アクセシビリティJISが公示された。

時を同じくして、国会では情報バリアフリー化を盛り込んだ障害者基本法の改正も行われた。

アクセシビリティの波はいよいよ加速度を増し

政府や自治体などの公的機関では、よりいっそうの配慮が強く求められている。

まだ公示されたばかりのJIS、その全貌を明らかにしていく。



関根千佳 = 文

ユーディット 代表取締役
情報のユニバーサルデザイン研究所

リハビリテーション法との不思議な縁

平成16年6月21日にJIS X8341-3:「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部:ウェブコンテンツ」が公示された。5月に出されたX8341-1:「同一第1部:共通指針」、X8341-2:「同一第2部:情報処理装置」に続き、アクセシビリティ3兄弟(?)として、今後、電子自治体における情報発信や調達、デジタルデバイド解消の指針となるだろう。

今回、気づいたことがある。正式公示は6月20日だが、この日は日曜なので実際の公示は6月21日だ。これは、アメリカのリハビリテーション法508条が発効した平成13年6月21日からちょうど3年なのである。この日を境に、アメリカのITアクセシビリティは、劇的な変化を遂げた。日本でも同じ現象が起きるのだろうか? 期待したい。

WebアクセシビリティJISの内容を確認するためには、ぜひとも、日本規格協会から、このJIS規格票を購入されることをお勧めする。普通、標準として公示される内容は、それだけ読んでも専門家以外にはよくわからないこともあるが、このX8341-3は例外である。個々の指針に対して、「参考」という形で「なぜこの指針が必要なのか?」「もしこれがないと、だれがどのような状態で困ることになるのか?」が詳しく説明してある。

また「例」として、その指針を実現するには、どのような

技術的解決策があるかも示してある。グラフィックスなども珍しくカラフルな印刷で例示されており、非常にわかりやすい。また本体よりも量のある「付属書」が付いており、この中でコーディングサンプルも提示されている。ここまで懇切丁寧なJIS規格は、あまり例がない。お買い得であるといえよう。

また、これを読むためにさらに初心者向けの解説書もいくつか出版されているので参考にしてみてはいかがだろうか。今回のJIS化をとりまとめている日本規格協会「ウェブアクセシビリティ指針作成部会」の主査であった濱田英雄氏の「ここから始めるWebアクセシビリティ」(ぎょうせい刊)などは、JISの解説書ではないが、アクセシブルWebが必要とされる背景や、実際にどのようにすれば実現できるかが初心者にもわかりやすく解説されている。

「あたりまえ」を明確に規定

では、実際の指針を解説していこう。まず、一般原則として次のことが宣言してある。

基本方針

Webコンテンツの情報アクセシビリティを確保し、向上させるための基本方針を次に示す。

- a** Webコンテンツを企画・制作するときに、可能なかぎり高齢者・障害者が操作または利用できるように配慮する。
- b** Webコンテンツは、できるだけ多くの情報通信機器、表示装置の画面解像度およびサイズ、Webブラウザおよびバージョンで、操作または利用できるように配慮する。
- c** Webコンテンツの企画から運用に至るプロセスで情報アクセシビリティを常に確保し、さらに向上するように配慮する。

a で定義しているのは対象である。この指針では、高齢者・障害者が使えるものは、子どもや外国人にも使いやすい場合があるというユニバーサルデザインの観点を取り入れているので、まずはニーズの大きな対象を確定し、その対象へのアクセシビリティを確保することで、さまざまなニーズを持つユーザーに配慮しようとしている。

b では、使用環境への配慮を謳っている。とにかく作成する側は、最先端のブロードバンド環境で最新のWebブラウザを想定しがちであり、モバイル環境や少し古いバージョンのWebブラウザで見ている人々のことを忘れてしまう。すべてをカバーすることは不可能だが、最新環境でしか見えないサイトは作らないのが鉄則だろう。

c は、ユニバーサルデザインの本質にかかわる意識の問題で、企画段階から、作成、運営のプロセスのすべてでアクセシビリティへの配慮に立ち返ることを示している。これは、ISO13407 ユーザー中心設計にもかかわる、大切な配慮といってよいだろう。次に出ているのが、基本的要件である。

基本的要件

Webコンテンツの情報アクセシビリティを確保し、向上させるための基本的要件を次に示す。次に規定する多様な身体特性に可能なかぎり対応できる。

- a** 聴覚による情報入手が不自由な状態であっても、Webコンテンツを操作または利用できる。
 - ① 視覚を用いないで、Webコンテンツを操作または利用できる。
 - ② 視力が低いまたは視野が狭い場合でも、Webコンテンツを操作または利用できる。

- ③ 色の識別が難しいまたはできない場合でも、Webコンテンツを操作または利用できる。
- b** 聴覚による情報入手が不自由な状態であっても、Webコンテンツを操作または利用できる。
- c** 特定の身体部位だけを想定した入力方法に限定しないで、多様な身体部位で、Webコンテンツを操作または利用できる。
 - ① 任意の片手でもWebコンテンツを操作または利用できる。
 - ② 手、足、指または義肢の限定された動きだけでも、Webコンテンツを操作または利用できる。
- d** 身体の安全を害することなく、Webコンテンツを操作または利用できる。

すべてのWebサイトは、視覚や聴覚、身体障害のある方が利用する場合を考慮し、最初から色やオブジェクトの置き方に配慮したり、音声ブラウザなどの支援技術との連動を考えて作成すべきという基本原則を示している。また、光過敏性発作などを誘発しないよう、点滅などにも配慮を求めている。

次は推奨要件である。必須ではないができるだけ配慮してほしい要件のことだ。

推奨要件

Webコンテンツの情報アクセシビリティを確保し、向上させるための推奨要件を次に示す。

- a** 認知および記憶への過度な負荷をかけずに、Webコンテンツを操作または利用できる。
- b** 利用する情報通信機器および利用環境を限定せずに、多様な環境でも、Webコンテンツを操作または利用できる。
- c** 情報通信機器およびWebブラウザの操作および利用に不慣れな利用者でもWebコンテンツを操作または利用できる。

シニアや初心者、または多様な機器・接続環境でも大きな問題がなく使えるよう、作成者の配慮を求めたものである。このように、一見、あたりまえのことなのだが、きちんと規定されたのは初めてだ。Webサイトが本当に万人のためのインフラとなるには、このような考え方の浸透が求められているのである。

e-Gov